

平成27年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年12月8日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 10番 | 秀島和善 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 11番 | 井崎好信 |
| 3番 | 溝口誠 | 12番 | 大串弘昭 |
| 4番 | 大串武次 | 13番 | 内野さよ子 |
| 5番 | 吉岡英允 | 14番 | 西山清則 |
| 6番 | 片渕彰 | 15番 | 岩永英毅 |
| 7番 | 草場祥則 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|-----------|--------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教育長 | 江口武好 | 総務課長 | 本山隆也 |
| 企画財政課長 | 片渕克也 | 税務課長 | 吉原拓海 |
| 住民課長 | 渕上隆文 | 保健福祉課長 | 井崎直樹 |
| 長寿社会課長 | 片渕敏久 | 生活環境課長 | 門田藤信 |
| 水道課長 | 山口弘法 | 下水道課長 | 堤正久 |
| 産業課長 | 鶴崎俊昭 | 6次産業専門監 | 矢川又弘 |
| 農村整備課長 | 大串靖弘 | 建設課長 | 荒木安雄 |
| 会計管理者 | 小池武敏 | 学校教育課長 | 小川豊年 |
| 生涯学習課長 | 松尾裕哉 | 農業委員会事務局長 | 一ノ瀬美佐子 |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉 岡 正 博
議事係長 久 原 雅 紀
議事係書記 香 月 良 郎

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番 大 串 弘 昭 13番 内 野 さよ子

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第6 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第7 請願上程（内容の説明）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成27年第4回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料については事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員からの月例出納検査の報告書を配付していますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串弘昭議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る11月30日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程案のとおり本日から12月16日までの9日間としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月16日までの9日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは皆様に配付をしています一覧表のとおりです。条例4件、指定管理者の指定2件、組合規約の変更1件、補正予算4件、以上11件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成27年第4回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が4件ございます。

議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」は、マイナンバー制度に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、必要な事項を定めるために制定を行うものでございます。

議案第60号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、平成27年度の税制改正に伴い、平成28年1月1日以降に施行を要するものについて、今回改正するものでございます。

議案第61号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、いわゆる番号法に関連して、必要な事項の改正を行うものでございます。

議案第62号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、本町子育て支援の拡充対策として、学童保育の時間延長を実施するための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第63号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」及び議案第64号「白石町交流館の指定管理者の指定について」は、本町の2つの公共施設に関する指定管理について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号「佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について」は、同組合規約の変更に関しまして、議会の議決を求めるものでござ

います。

次に、予算案件ですが、議案第66号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第4号）」、議案第67号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」、議案第68号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第69号「平成27年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」、以上の4件はそれぞれ予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案については以上のとおりでございます。

詳細については担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第59号から議案第69号までの内容の説明を求めます。

○本山隆也総務課長

議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」であります。

ただいま町長説明のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月公布され、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、白石町個人番号の利用に関する条例の制定について願います。

現在、マイナンバーの通知カードが11月から発送され、個人番号カードの申請ができるようになったところです。さきの9月議会におきまして、マイナンバーが各人に割り振られることによる特定個人情報の定義や制限について白石町個人情報保護条例を改正し、総体的な部分につきまして議決をいただいたところであります。

今回、上程いたします条例の制定につきましては、マイナンバーの利用に関し、番号法で規定されている利用が可能な事務以外の白石町が利用すべき事務に関しては、町条例で定める必要があるため、今議会に上程し、御審議をお願いするところです。

次のページの条例案をごらんください。

本条例は、5条からなる本文と施行期日を定めた附則、2つの別表からなるものであります。第1条は、その趣旨として個人番号の利用に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条においては、個人番号について、法第2条5項に規定する個人に割り振られた12桁の番号をいうこと、特定個人情報として法第2条第8項において、個人番号をその内容に含む個人情報をいうこと、個人番号利用事務実施者として、法第2条第12項に規定する市町村などの実施者をいうこと、情報提供ネットワークシステムとして、法第2条第14項に規定する全国的な仕組みにより、暗号による各利用機関を結びつけるシステムをいうこと。

第3条は、町の責務として、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を実施するについて規定するものであります。

1ページから2ページにかけての第4条の第1項から第3項までは、利用の範囲に

ついて別表1と別表2を説明したもので、別表1につきましては、町として独自利用するその事務を定め、2ページの下段から6ページまでの第2表につきましては、庁舎内連携として、その事務に利用する個人番号の入った庁内事務の特定個人情報を定めたものです。

また、2ページの第4条第3項の後段ただし書きの部分につきましてはの情報提供ネットワークシステムにつきましては、第2条の定義のところ御説明いたしました全国的な情報連携の仕組みですが、その情報提供ネットワークシステムの運用につきましては、平成29年1月から国の機関同士の情報連携が始まり、地方公共団体及び医療保険者の情報連携につきましては、平成29年7月から始まるとの説明がっております。

2ページの第4項につきましては、特定個人情報の利用ができる場合において、ほかの条例、規則の規定で同一人の特定個人番号が記入された書類の提出を必要とするときは、その書類についての提出は不要で、提出があったものとみなすという利便性に対応したものです。

第5条につきましては、この条例の施行に関し、必要事項は規則で定める旨の規定をしたものであります。

また、附則により、その施行の日を同法と同じく平成28年1月1日としたものです。

以上で議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉原拓海税務課長

議案第60号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

今回の改正は、改正条項及び新旧対照表のページ数について、大分多くなっておりますが、大きく分類しますと、地方税における徴収猶予制度の見直し、個人番号、法人番号に係る改正、地方たばこ税の特例税率の廃止に係る改正の3点が主な改正となっております。

まず初めに、地方税における徴収猶予制度の見直しに関する条例について御説明申し上げます。

これは、平成27年度地方税制の改正において、徴収猶予制度の見直しが行われたことに伴い、その制度の中の一定の事項について、各地域の実情に応じて各市町の条例で定めることとされたものでございます。

それではまず、新旧対照表の1ページをごらんください。

第8条では、徴収の猶予をする場合、または徴収の猶予をした期間の延長をする場合の徴収金の納付方法を分割で納付、または分割で納入させる方法を規定する条例となっております。

また、分割による納付金額を定めるもの、納付金額の変更ができることとするものの規定、それに徴収猶予を受けた者への通知をしなければならないとする規定となっております。

次に、2ページをごらんください。

中ほどの第9条では、徴収猶予の申請する手続において、第1項と第3項で条例で

定める事項を掲げ、第2項と第4項ではその書類を掲げております。

4ページの第5項及び第6項では、徴収の猶予期間の延長を申請するときの事項であり、書類の規定となっております。

また、第7項はその書類の訂正を求めた場合の提出期間を20日としております。

次に、4ページの下から4行目の第10条では、滞納処分による財産の換価による場合の猶予の手続について、地方税法及び白石町税条例を読みかえて運用する規定となっております。

次に、5ページをお開きください。

第11条では、申請することによりできる換価の猶予について、申請期間を徴収金の納期限から6カ月としたものであり、第2項及び第3項で納付方法について、第4項、第5項及び第6項では手続の事項や書類を定めております。

また、第7項については、地方税法第15条の6の2第3項で、読みかえ規定による書類の訂正等を求めた場合の提出期間を20日としております。

次に、6ページ、第12条では徴収の猶予、職権による換価の猶予、または申請による換価の猶予をする場合において、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、または特別の事情がある場合については担保を徴収する必要がないとする規定となっております。

以上、8条から第12条までの徴収猶予の見直しについての施行期日は平成28年4月1日となっております。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法ですが、平成28年1月1日施行されるに当たり、地方税法及び町税条例の改正が必要となっております。

個人番号、法人番号に係る条例改正について説明します。

新旧対照表の8ページをお開きください。

第36条の2では、町民税の申告において、法人の場合は法人番号を記載して申告する規定となっております。

また、8ページ最後の段から次ページにまたがる第51条では町民税の減免を受ける申請書、9ページの第63条の2では家屋に係る区分所有者の代表者が提出する書類、10ページの第63条の3では固定資産税の共有土地で按分の申し出の書類、11ページの第71条では固定資産税の減免に係る書類、同ページの第74条では住宅用地の申告における書類、12ページの第74条の2では被災住宅用地の申告における書類、次13ページの第89条では軽自動車税の減免における書類、同じく第90条では身体障がい者に対する軽自動車税の減免における書類、次に14ページ、第139条の3では特別土地保有税の減免における書類、次に16ページ以降、19ページまでの附則第10条の3では、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとするものの申告における書類にマイナンバー法の個人番号及び法人番号を追加して記載する旨の規定となっております。

以上、マイナンバー法に関する条例改正の施行期日は平成28年1月1日となっております。

次に、地方たばこ税のうち、旧三級品の製造たばこ6銘柄について、通常の紙巻き

たばこより税率を低くする特例措置を段階的に廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの4段階で税率を引き上げるよう、条例改正するものです。

新旧対照表の19ページをごらんください。

一番下の附則第16条の2では、たばこ税の税率の特例を廃止する者で削除となっております。

また、前に戻りまして、白石町税条例の一部を改正する条例案の8ページをごらんください。

下から3行目の附則第6条をごらんください。

この条項は、町たばこ税に関する経過措置で、9ページに記載していますとおり、平成28年4月1日から1,000本につき2,925円、平成29年4月1日から3,355円、平成30年4月1日から4,000円、それに平成31年4月1日から本則となります5,262円とすることとしております。

また、10ページ以降の同条第4項以降については、平成28年4月1日以前に売り渡されたたばこに対して、同日で税率改正される手持ち品に係る課税の実施をするための所要の措置を講じたものであります。

また、12ページの第9項では、同じように平成29年4月1日の税率改正に係る手持ち品課税の所要の措置、また13ページ、第11項では平成30年4月1日の税率改正に係る所要の措置、15ページの第13項でも、同じように平成31年4月1日の税率改正に係る所要の措置を講じたものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○瀧上隆文住民課長

議案第61号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表より御説明を申し上げます。

最後のページになります、新旧対照表をお開きいただきたいというふうに思います。

第26条第2項中に、平成28年1月からの個人番号の利用開始に伴い、国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を加えるための一部改正でございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井崎直樹保健福祉課長

議案第62号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

学童保育の時間延長を行うことで、地域、子ども・子育て支援事業の充実を図るため、白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正したいということで提案申し上げます。

新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページ目です。

第1条34条の8第1項というところ、34条の7を34条の8第1項と改めますが、これは児童福祉法の改正により、引用条項にずれがありましたので、今回改めるものです。

別表のほうですが、別表を大きく書きかえております。ただ、変わってるところとしまして、継続参加の場合の延長利用分です。その上の4欄については、現行のままの利用料になっております。延長利用分、午後6時から午後6時30分まで、ただし土曜日を除く、これが月額500円というのを新しく追加しております。

その下の欄、延長利用分、午後6時から午後7時まで、ただし土曜日を除く、月額1,000円、これが新しく追加されたものです。

一時参加の場合です。一時参加の場合、一番下の欄です。各休業日ごとの延長利用分、午後6時から午後6時30分まで、ただし土曜日を除く、これを500円と定めております。

それから、次のページです。2ページ目になります。

各休業日ごとの延長利用分、午後6時から午後7時まで、ただし土曜日を除く、当該期間中、これを1,000円ということで、これが新しく追加になったものです。

また、その2ページ目、下の段、継続参加または一時参加の申込時間を超えて利用した場合、30分50円というのを新しく追加しております。

これにつきましては、学童保育、今まで午後6時まででしたけども、この改正によりまして、午後7時まで、ただ利用者の希望時間によって月額の料金が30分は500円、1時間の場合は1,000円、それと一定の参加申込時間を超えた場合、迎えに来られるのがおくれた場合、この場合は30分ごとに50円ということで利用規定を改正するものです。

なお、注意書きのほうですが、ただし利用延長分及び申請時間を超えて利用した場合の負担金の額は適用しない。これにつきましては、延長時間を延ばした分については減免、2人目からの減免がないという規定になっております。

これによりまして、この施行期日が28年4月1日からということで予定しております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

それでは、企画財政課関連で今回提案しております公の施設の指定管理者の指定に関する議案及び一般会計補正予算案について御説明をいたします。

議案第63号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」でございます。

白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者については、平成23年度から平成27年度までの間において、公益財団法人白石町文化振興財団を指定管理者として管理運営をお願いしているところであります。

この間、いろいろな御指摘もいただいております。これらの御指摘について、公の施設指定管理者選定等審査委員会を初めとして、種々検討を重ねてまいったところではありますが、今般従来どおり、公益財団法人白石町文化振興財団に公募によることなく、指定管理者として指定することとして御提案をいたしているところでございます。

次に、議案第64号でございます。「白石町交流館の指定管理者の指定について」であります。

この施設につきましても、平成23年度から現在まで、社会福祉法人白石町社会福祉協議会へ管理運営をお願いしているところであります。

次のページに参考として、当該施設の利用状況をつけております。当該施設については、町の老人福祉や子育て支援といった町民福祉あるいは公益団体等の活動の拠点として活用されており、公募によらず、引き続き、社会福祉法人白石町社会福祉協議会へ指定管理をお願いすることが適当と判断し、今回御提案をいたしているところであります。

指定管理については以上でございます。

次に、一般会計の補正予算について御説明を申し上げます。

議案第66号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第4号）」であります。

今回の補正につきましては、その主な内容について説明をさせていただきます。

なお、別紙予算説明資料に掲載のある事業については、後だって担当課より説明がありますので、内容の説明は割愛させていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

既決の歳入歳出予算総額に1億7,657万6,000円を追加し、補正後の予算を142億285万円とするものであります。

また、第2条により、合併特例事業債を300万円減額することとしております。

予算書の14ページをお開きください。

14ページの総務管理費の一般管理費でございます。8節の報償費でございます。今回、叙勲を受けられた方々や町政功労者の方々への記念品代をお願いをいたしております。

また、同じページで、地域づくり推進費のうち、報償費、旅費については、本年度も3月に東京都庁において、白石町フェアが開催されることとなり、これとあわせて白石町の情報発信を行うための旅費や記念品を計上しております。

予算書15ページでございます。

障がい者福祉費でございます。特別支援学級放課後健全育成事業、自動車運転免許取得事業補助、更生医療給付費、障がい児通所支援事業等につきまして、今後の事業の見込みを算定いたしましたところ、若干の不足が懸念されるため、所要の額を補正をお願いしているものであります。また、23節に計上しております償還金利子及び割引料につきましては、それぞれの事業における前年度の国庫及び県費補助金の精算に係る返還金でございます。

17ページをお開きください。

児童福祉施設費でございます。7節の賃金でございます。延長保育を計画して保育

士賃金を計上しておりましたが、同事業については職員による対応ができたため、今回減額をいたしております。また、調理員の賃金については、現職の調理員が都合により退職をすることとなったため、臨時賃金を計上しているものであります。また、11節の修繕料でございますが、園舎の雨漏り等が発生しており、急遽修繕が必要となったため計上しております。また、その下の賄い材料費についても、入園の園児数が当初見込みよりも増加しておるため、補正をいたしておるものでございます。

予算書の18ページをお開きください。

保健衛生総務費の小学生、中学生医療費助成事業についてでございます。この制度については、制度の周知が進んできており、申請件数が増加をしております。このため、追加の補正をお願いすることとしております。

19ページ、下水道費でございます。下水道費の7節の賃金でございます。職員の育児休業期間の延長により、代替職員の賃金を計上しているものであります。また、その下の25節の積立金については、平成26年度の事業分について、県の交付金が追加されたため、全額を減債基金へ積み立てることといたしております。

同じページの農業委員会費、7節の賃金でございます。今後、進んでくるとと思われる集落営農の法人化に対応するため、農地基本台帳や農業者年金台帳について、早急な整備を行う必要があるため、臨時職員の雇用を延長するための経費を計上いたしております。

20ページをお開きください。

20ページの商工振興費でございます。中小企業者に対する融資保証の対象が拡充されたこと、また融資利率が引き下げられたことによる追加分に対応するための増額をいたしております。

また、同じページの土木総務費でございますが、疾病等による職員の長期休暇等を補うために、日々雇用職員の賃金を計上しております。

21ページの橋梁維持費でございます。社会資本整備総合交付金事業によります橋梁の長寿命化事業について、当初7,800万円で6カ所の橋梁の修繕を計画し、予算要望をいたしておりましたが、最終的に93%程度の予算の配分となり、6橋のうちの1橋を次年度へ繰り延ばすということで、今回減額をいたしております。

同じページの砂防費でございます。今年度予定しておりました急傾斜地崩壊防止工事箇所について、町道の下であるということ、あるいは家屋が建設しているということなど現地踏査をしました結果、より専門的な設計技術が必要であると判断し、測量設計を外注することとして所要の額を計上いたしております。

22ページをお開きください。

消防費の防災費、11節修繕料についてでございます。防災行政無線の子局の落雷などにより、緊急的な対応が必要となったことによりまして、今後の予算について不足が懸念をされます。このため、修繕費の追加予算をお願いしているところでございます。

同じページの教育費でございます。学校管理費の備品購入費については、福富小学校を最後に退職された教諭の方から、学校備品として指定寄附を受けたものでございます。

予算書の23ページでございます。

公債費の補正であります。本年度借り入れの臨時財政対策債について、従来元金償還の据置期間を3年間とっておりました。今回から、これを据置期間を廃止して、償還負担の軽減を図ることとしております。このため、本年度末に発生する第1回目の償還から元金償還を行う必要があるため、所要の額を計上しております。

今後、過疎対策事業債等についても、同様の償還方法で償還を計画していくつもりでございます。

以上、公の施設の指定管理者の指定に関する議案及び一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。どうぞよろしく御審議お願いをいたします。

○門田藤信生活環境課長

議案第65号「佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について」御説明申し上げます。

この規約変更につきましては、佐賀県西部広域環境組合の一般廃棄物処理施設の供用開始に伴い、同組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。最後のページをごらんください。

第3条は、ごみ処理施設の供用開始に伴い、これまでのごみ処理の広域化計画及び施設整備に関する事務に施設の管理運営をあわせて、表現をごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務へ変更するものでございます。

次に、別表第14条関係ですが、第3条の共同処理する事務の変更に伴い、構成市町の負担金の負担割合を変更するもので、管理運営事業については当該年度におけるごみの搬入量の割合とするものです。

施設の整備事業については、ごみ処理施設の整備に要する経費として、人口割をもととした割合となっており、変更はありません。

施行日につきましては、平成28年1月1日からとしております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○堤 正久下水道課長

議案第67号及び議案第68号について御説明をいたします。

議案第67号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について御説明をいたします。

一般会計の補正予算書の続きでございますけれども、予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ110万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を2億6,036万5,000円とするものでございます。今回の減額補正につきましては、消費税及び地方消費税が728万5,000円となったため、当初予算との差異分の減額補正でございます。

7 ページをお願いをいたします。

歳入につきましては、5 款繰入金、農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金、同じ 8 ページの歳出につきましては、27 節公課費で消費税納付金をそれぞれ減額補正をいたしているところでございます。

次に、議案第 68 号「平成 27 年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、既決の予算に歳入歳出それぞれ 385 万 8,000 円を追加し、補正後の総額を 3 億 4,132 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、これも農業集落特別会計と同じでございますけれども、消費税及び地方消費税の申告により、還付金等の額が 3,585 万 7,684 円となったため、当初予算との差額分 385 万 8,000 円の増額補正となっております。

予算書 7 ページをお願いをいたします。

7 款諸収入、消費税還付金、8 ページの歳出では総務管理費の特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金元金積立金への増額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○山口弘法水道課長

議案第 69 号「平成 27 年度白石町水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして御説明いたします。

3 ページをお開きください。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費、修繕費で 1,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。配水管及び給水管の老朽化による漏水等が多発しております。今後も、さらに凍結による管割れ等の事案が発生することも想定されることから、安定的に水道水を供給できるよう、修繕費の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

日程第 4、5

○白武 悟議長

日程第 4、報告第 8 号及び日程第 5、報告第 9 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」は報告者が同じですので、続けて報告を求めます。

○片渕克也企画財政課長

報告第 8 号「専決処分の報告について」、議案の報告をいたします。

和解及び損害賠償額の決定についての専決処分でございます。

1 ページをお開きください。

平成 27 年 10 月 3 日、午前 9 時ごろ、町の嘱託職員でございます。運転する自動車が白石町大字福田 2315 番地 1 付近の県道武雄福富線を西方面へ走行中、ちょうど水道工事があってございまして、工事の誘導に気づかず、徐行を始めていた前方の車両に追

突し、さらに前方の2台を巻き込む3台の玉突き事故となったものでございます。

賠償の相手方としまして、3台でございますけれども、今回一番先頭車両及びその運転者に対しての和解が成立したため、報告をするものでございます。

あとの真ん中車両及び最後尾の車両については、まだ調停が済んでおりませんので、済み次第、報告をしたいと思っております。

相手方については、ここに掲載のとおりでございます。町が相手方の物損に対して賠償する額が35万480円、相手方の傷害に対して賠償する額が9万9,280円ということで和解が成立しておりますので、専決処分により和解をいたしましたので報告をいたします。

次の報告第9号でございます。

これにつきましても、交通事故に関する和解でございます。

1枚お開きをお願いいたします。

平成27年2月16日、午後2時ごろ、町職員、給食の配送者でございます。運転する給食配送車が白石町大字戸ヶ里3124番地付近の点滅の交差点に進入した際、相手車両が左右確認を怠り、赤色点滅による一時停止をせずに交差点に進入して衝突したものでございます。

今回の示談につきましては、農地の補償の部分、それから相手に対する補償の部分、それから同乗しておりました助手の方に対する傷害の部分について和解が成立したものでございます。まだ、運転手の方の傷害については治療中ということで、これも和解成立した段階で御報告を申し上げたいと思っております。

相手方は、ここに掲載のとおりでございます。また、田の耕作者についても掲載のとおりでございます。和解の内容としましては、事故の過失割合が当方2割、相手方が8割という算定になりまして、町が相手方物損に対して賠償する額が12万3,888円、相手方が町の職員の傷害に対して賠償する額、助手の方でございますけれども、これが55万1,240円、それと田の損失に対して賠償する額が町が支払う分が2,000円ということで、示談が成立いたしておりますので、専決処分をいたしております。

以上につきましては、全ていわゆる損害保険により支払われることとなっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

まず、報告第8号について質疑ありませんか。

○久原房義議員

8号については、3台玉突きしたと。それで、もちろん公用車まで含めれば4台ですか、4台に対しての損害が生じたということになりますけれども、これは囑託職員ということですが、ふなれといいますか、運転にふなれじゃなかったのかなあと。また、前方不注意ですから、もう100%ですね。もう停車しとるのに後ろから追突するわけですから、もう100%悪いわけですけども、もうちょっとしっかりと注意をして運転をしていただくように、その辺の促し方はどのようにされたのか。それと、衝突をし

た職員さんのけがあたりはなかったのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○片渕克也企画財政課長

運転にふなれであったということでございますけれども、それは確かにそうでございます。こちらに来るまでは、ペーパードライバーであったということで、その前に職員がちょっとついて思い出すような、何回かは運転練習ということでやってはおりますけれども、ちょうどなれてきた時期じゃなかったのかなあというふうに考えております。

こちらの町のほうでも、今後こういった人身に及ぶような重大な過失があつて事故を起こした場合は、これはもう全般にすることですけれども、一応もう一回自動車学校にやって、1日なり研修をしてこいというふうな制度を次回からはとりたいというふうなことで、申し合わせを今いたしているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに。こちらのほうの。

○片渕克也企画財政課長

けがの状況でございますけれども、本人はけがはなかったということで報告をもらっております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

今の件ですが、庁舎内での職員に対する安全運転教室とか、そういうふうな考え方について伺いたします。

○本山隆也総務課長

現在、こういった事故等に対応する対策といたしまして、今回の事故等も受けまして、安全対策の協議会を総務課、企画財政と課長以下、係長によりまして対策を講じているところであります。

また、全職員の免許証の実物を課長が全て確認いたしまして、最低のところを、期限が切れていないか、適用した車種を運転しているかの全職員の免許証を確認しております。

また、10月30日におきましては、警察署の交通課長様の御協力によりまして、全職員の交通指導ということで、午前中2回、午後2回を利用いたしまして、全職員への危機管理及び交通指導ということで教育をしていただいているところです。今後とも、交通安全には十分注意して、庁舎の出口のところにも3つのゆとりということで、大きく掲げまして、職員への注意喚起をしているところであります。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに。

○久原久男議員

交通事故が多発といいますか、こういうふうな状況にあるわけですが、町には公用車四十何台ですか、50台近くあるわけですが、交通安全運転管理者というのは町、行政のほうには設定されておるのでしょうか。

○本山隆也総務課長

現在、総務課長でその交通安全運転管理者ということを対応しております。私が対応しているところであります。

○久原久男議員

総務課長が今設定されておるといふようなことですが、その中での事故に対する考え方といいますか、それからまた公用に限らず、私的にも自家用とか運転とかあるわけですが、それに関しても教育という、ただ管理者がいて方向性をただ言うだけとかではいけないと思うんですよ。ただ、その中で実質的に事故撲滅に向けた取り組みとか、そういうふうな、なされているものか、それについて。

○本山隆也総務課長

月1回の朝礼及び各個人が持っておりますパソコンと申しますか、そういったもの、事あるときに職員係及び総務課のほうから注意喚起をしております。議員おっしゃるとおり、公用車、私用車を問わず、白石町職員として規律、それから信用失墜がないようにということで取り組んでまいっているところであります。今、企画財政課長が申したとおり、さらに事故がないのが一番よろしいのですけれども、そういったことで重大な事故等が発生した場合は、町長、副町長からの適切な指導、それから教習所への教習ということも考慮しながら、指導につきましては住民の皆様から信用を失わないように取り組んでいこうと思っているところであります。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

先ほどと関連ですけど、普通一般企業では運転手の免許証経歴というのを県のほうにお願いすると、今までの違反、点数とか事故の件数とか出てきます。それに基づいて、その運転手の方に教育を、普通一般企業ではそういうことをしてますけど、今後そういうところも考えられたらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

経歴までは照会することは考えておりませんが、先ほど総務課長が申しましたとおり、免許証の確認をするようにしております。そのときに免許証の色がございますので、そういったことでゴールドの方については今後も引き続き頑張ってくださいと、そして前はゴールドで今度は青になった人は、個人的、私的な部分もあると思いますけれども、何かあったですかというふうな問い方をして促しているところでございます。

それと、前者の質問の補足でございますけれども、公用車の鍵については、従来職員が申請をして勝手にとっていきますか、持っていけるようなところに置いておりましたが、今回から、事故から、私の横に鍵を全部保管して、そして鍵を借りに行くときはそこに3項目を、ゆとりとか書いておりますので、鍵を借りるときには必ず復唱をして、そして鍵を借りていくようにということで指導をしているところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

前田弘次郎議員にお願いします。

この和解に関連することをお願いします。関連ですか、内容は。

○前田弘次郎議員

関連ですが、今課長が言われたように、ゴールドということでしたけど、ペーパードライバーはゴールドなんです。その辺もありますので、よろしくお願ひしときます。

○白武 悟議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第9号について質疑ございませんか。

○溝上良夫議員

給食の配送車ですけども、まだ報告を受けてませんが、新たな車は手配できたのか、まずそれをお伺いします。

○小川豊年学校教育課長

新たな車両の購入については、昨年度の補正予算で議決をいただいております、本年度に繰り越しているところでございます。

現在、代車となるトラックの手配ができて、給食を運搬する装備と申しますか、それをやっているというような段階でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

3台のうち、その1台は車検のためとか、急に故障した場合という話で1台余分に持ってるということでしたよね。そういうことで、無理して1台を補充するのが適当なのか、適当でないのかわかりませんが、車検だけに関しては土日に車検を受ければいいんじゃないかなという考えもあります。そういう面で、1台余分にあったほうがいいものか、それで年間それは車検の日だけ使うのか、日ごろはもう一台というのはどういう感じで思っておられるのか、お伺いをいたします。

○小川豊年学校教育課長

今回、事故のある前までには運搬車両3台で運営をしておりました。通常、2台あれば配送ができるという状況でございます。その3台を交互に使って運搬をしていたという状況でございます。そのうちの2台で運搬できますので、1台につきましては予備ということで、もしものときのための予備ということでございます。

今回は、その1台予備があったために、その2台でその後の配送ができておるところでございます。ただ、車検については、おっしゃるとおり、土日でございますので、予備は必要ありませんけれども、こういった事故になりますと、残りの1台が重要になってまいります。また、簡単に代替えの車両がないというようなこともございまして、これにつきましては今後購入、買いかえの時期など来たときに改めてもう一度検討していきたいと思っております。

以上です。

日程第6

○白武 悟議長

ないようですので、日程第6、報告第10号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」報告を求めます。

○松尾裕哉生涯学習課長

報告第10号「専決処分の報告」につきまして報告をさせていただきます。

有明社会体育館で発生いたしました事故につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定によりまして、専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

次のページの専決処分書をごらんください。

相手方につきましては、専決処分書に記載のとおりでございます。和解の内容及び損害賠償額につきましては、治療費及び看護料として総額4万1,850円を相手方に支払うことで和解が成立したものでございます。

事故の概要でございますが、平成27年8月25日の午後8時30分ごろ、有明社会体育館を利用されておりました相手方と一緒に来られていた長男の子供さんですが、前日の台風15号の影響でできたと考えられます体育館内の北側の倉庫前にありました水たまりで滑って転倒し、左肘を骨折されたものでございます。

当時、雨漏り対策といたしまして、社会体育館のほうにシートを敷いて対策を行っ

ておりましたが、その部分につきましては雨漏り等がなかったということですが、倉庫前等につきましては確認が十分できていなかったものと考えております。

事故後の対応といたしましては、公民館で加入をしております公民館総合補償制度での保険対応が可能でございましたので、損害賠償額につきましては全て保険の対象となっております、和解が成立したものでございます。

以上、報告を終わります。

○白武 悟議長

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第7

○白武 悟議長

質疑がないようですので、日程第7、請願第4号を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○大串弘昭議員

それでは、「T P P 交渉に関する請願書」が佐賀県農政協議会白石支部支部長久賀信氏より提出されておりますので、私のほうで趣旨説明をいたします。

先月28日、各紙新聞社が載せておりましたけども、農業就業人口、5年間で51万6,000人減ったとありました。佐賀県では7,600人減少、85年時点の543万人から今日では209万人まで落ち込んでると、こういうことでございます。率にして、何と62%も減少しているということになります。平均年齢にあっては66歳と高齢化して、離農が加速しているということでもあります。

このような現状の中での今回のT P P 交渉大筋合意は、事前に情報伝達もないまま、ほかの多くの品目での関税撤廃が公表され、生産現場においてはかつてない動揺と不安の声が広がっております。今回のT P P 交渉に関する請願とあわせて、白石農業の存続に向けての請願ともなっております。

また後もって、意見書として提出したいと思っておりますので、その節はよろしく願いをいたしたいところであります。

以上のとおり、申し上げましたけども、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすから一般質問となっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日は主要な事業の補正予算説明資料について、執行部から説明を受けることにしています。説明会は11時から議場で開催をいたしますので、よろしく御参集お願いをいたします。

10時46分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月8日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 大 串 弘 昭

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 吉 岡 正 博